



山形県公報

平成29年11月24日（金）
第2897号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1153
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………1154

### 公 告

- 指定管理者の募集……………（工業戦略技術振興課）…同
- 同……………（空港港湾課）…1155
- 同……………（同）…1156
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…1157
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…1161

## 告 示

### 山形県告示第792号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大蔵村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡大蔵村白須賀南地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年10月2日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

### 山形県告示第793号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成29年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第335号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字高畠字不動作410番12の一部、410番12先水路及び道、字町尻746番3
- 3 道路の現況 幅員 5.60メートル以上6.00メートル以下  
延長 21.43メートル
- 4 指定年月日 平成29年11月10日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成29年11月24日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成29年11月27日（月） 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題  
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

### 公 告

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地  
(1) 名 称 山形県産業科学館  
(2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号
- 2 指定の期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
  - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年11月24日（金）から同年12月15日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県商工労働部工業戦略技術振興課科学技術振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2192  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年11月24日（金）から同年12月15日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成29年12月15日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 米沢ヘリポート
- (2) 所在地 米沢市八幡原地内

#### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条第1項に規定するところにより危険物保安監督者（同項に規定する

乙種危険物取扱者にあつては、同法別表第1に掲げる第4類の危険物について免状の交付を受けている者に限る。)を配置できること。

(11) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 当該共同企業体の構成員のうちいずれか一者が(10)の要件を満たすこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成29年11月24日（金）から同年12月14日（木）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年12月6日（水）から同年12月14日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年12月14日（木）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、米沢ヘリポート条例施行規則（平成4年3月県規則第31号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県ふるさと交流広場

(2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内

#### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年11月24日（金）から同年12月14日（木）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349
  - ロ 山形空港事務所 郵便番号999-3776 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 電話番号0237(48)1313なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年12月6日（水）から同月14日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)のイに掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年12月14日（木）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)のイに掲げる担当に行うこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分              | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                 | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第2ア<br>パート2号 | 山形市鈴川町三<br>丁目18-51 | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用             | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,200 | 19,200                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 3号             | 同 17-25            | 同    | 44.4                          | 2    | 同               | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    |
| 同 4号             | 同 17-22            | 同    | 44.4                          | 1    | 同               | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             | 单身可                                |
| 同                | 同                  | 同    | 44.4                          | 1    | 同               | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    |
| 同 五十鈴アパ<br>ート1号  | 同 大野目二<br>丁目2-52   | 同    | 51.2                          | 3    | 同               | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |
| 同                | 同                  | 同    | 51.2                          | 1    | 同               | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             | 单身可                                |
| 同 2号             | 同 2-50             | 同    | 51.2                          | 2    | 同               | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |
| 同 3号             | 同 2-46             | 同    | 51.2                          | 1    | 同               | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |
| 同                | 同                  | 同    | 51.2                          | 1    | 同               | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             | 单身可                                |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円応寺町<br>21-27    | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同               | 17,800                  | 20,500                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300 | 34,900                             |                                    |
| 同 桜町アパー<br>ト2号   | 同 桜町四丁<br>目12-20   | 同    | 61.0                          | 1    | 同               | 19,800                  | 22,800                             | 26,100                             | 29,500                             | 33,700 | 38,900                             |                                    |
| 同 宮町アパー<br>ト1号   | 同 宮町二丁<br>目8-23    | 同    | 66.5                          | 1    | 同               | 22,100                  | 25,500                             | 29,200                             | 32,900                             | 37,600 | 43,400                             |                                    |
| 同 3号             | 同 8-28             | 同    | 64.2                          | 1    | 同               | 21,700                  | 25,000                             | 28,600                             | 32,300                             | 36,900 | 42,600                             |                                    |
| 同 東山住宅           | 同 大字十文<br>字6106    | 2DK  | 61.5                          | 1    | 特定目的用<br>(身障者用) | 23,800                  | 27,500                             | 31,400                             | 35,500                             | 40,500 | 46,800                             | 单身可                                |

|                  |                               |     |      |   |     |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-------------------------------|-----|------|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 十日町アパ<br>一ト    | 同 十日町一<br>丁目7-13              | 3DK | 65.6 | 1 | 一般用 | 29,200 | 33,700 | 38,600 | 43,500 | 49,700 | 57,400 |     |
| 同 土屋倉アパ<br>一ト1号  | 上山市美咲町二<br>丁目3                | 同   | 51.8 | 2 | 同   | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 |     |
| 同 3号             | 同                             | 同   | 53.7 | 2 | 同   | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,700 |     |
| 同 鷺ヶ袋アパ<br>一ト2号  | 同 旭町二丁<br>目7-2                | 同   | 55.7 | 1 | 同   | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,600 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パ一ト2号 | 天童市駅西二丁<br>目2-30              | 同   | 64.2 | 1 | 同   | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,800 | 単身可 |
| 同 近江アパ一<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1              | 同   | 62.6 | 1 | 同   | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 |     |
| 同                | 同                             | 同   | 64.2 | 2 | 同   | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 単身可 |
| 同                | 同                             | 同   | 64.2 | 2 | 同   | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 南寒河江ア<br>パ一ト2号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5      | 同   | 64.2 | 1 | 同   | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 |     |
| 同 左沢アパ一<br>ト     | 西村山郡大江町<br>大字藤田264-<br>3      | 同   | 59.3 | 1 | 同   | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同                | 同                             | 同   | 59.3 | 1 | 同   | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 単身可 |
| 同 楯岡アパ一<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同   | 54.6 | 2 | 同   | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同 東根中央ア<br>パ一ト2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2               | 同   | 62.6 | 2 | 同   | 18,900 | 21,800 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 大石田アパ<br>一ト    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同   | 59.4 | 1 | 同   | 14,400 | 16,600 | 19,000 | 21,500 | 24,500 | 28,300 |     |
| 同 尾花沢アパ<br>一ト    | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36             | 同   | 64.2 | 1 | 同   | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 | 単身可 |
| 同                | 同                             | 同   | 62.6 | 1 | 同   | 19,000 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年12月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先



山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成30年2月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成29年7月28日及び同年9月5日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成29年11月24日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監 査 対 象 機 関     | 指 摘 事 項                                  | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河北病院            | 執行管理体制が適切でないものがある。                       | 手当等の届出様式に独自にチェック欄を設け、この確認作業を定型業務化したほか、定期的なミーティングにより未処理案件の確認を行うなど、事務執行体制を見直した。                                                                                                                                                   |
|                 | 支出事務が適切でないものがある。                         | 定期的なミーティングにおいて、発注物品の納品及び請求状況の確認を徹底する。                                                                                                                                                                                           |
| 農業総合研究センター園芸試験場 | 支出事務が適切でないものがある。                         | 支出事務の執行に当たっては、複数職員による業務の進捗状況の確認と、定期的に支払未済案件全般の状況確認を徹底するように改善を図った。                                                                                                                                                               |
| 最上総合支庁産業経済部     | 前年度会計の監査において注意された事項について、改善の効果が不十分なものがある。 | 前年度（28年度）監査の注意を受け、未請求の案件では、事務担当者に加え発注した職員も情報を共有して請求・支払漏れがないようチェック体制を強化したものの十分ではなかった。<br>今回の指摘を受け、納品検査済で未請求の案件の有無を事務担当者、発注者、専門員、室長が月2回確認し、請求書が届いていない場合は農林大学校の総務を含めて情報を共有し、業者に催促することとした。<br>また、マニュアルを作成し、職員会議において各職員に配布し周知徹底を図った。 |
|                 | 補助金等の交付事務が適切でないものがある。                    | 補助金等の交付事務に当たっては、今後は、個々の補助事業ごとに「工程管理票」を作成し、申請から支払に至るまでの進捗状況を複数職員でチェックし遅延等があれば速やかに処理し、業務が停滞しないよう改善した。<br>また、担当者が諸事情により業務遂行困難な場合は、事務分担を見直すなどでフォローしていくこととする。                                                                        |

|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 置賜総合支庁産業<br>経済部   | 支出事務が適切でないものがある。      | 支出事務の執行に当たっては、未処理の請求書を担当者以外の目にも触れるよう課内のレターケースに保管するとともに、定期的に歳出整理表及びチェックシート等を活用した担当者打合せを行うこととし、事務処理状況の確認が十分に実施されるよう改善し、支払の遅延防止に努める。                                                                                                                                               |
| 村山総合支庁建設<br>部     | 支出事務が適切でないものがある。      | <p>事務の進捗管理体制を整備した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発注時に支出管理票を作成し、購入から支払までの進捗状況の一括管理と情報の共有を図る。</li> <li>2 請求書等については文書收受管理簿に記録し、逐次、支払期日等を入力する。</li> <li>3 その他個別に発注がない年間契約については、一覧表を作成し支払日を記録する。</li> <li>4 これらの措置とともに、係内でお互いに声掛けを行い、事務の進捗状況を確認しながら業務を進める。</li> </ol> |
|                   | 契約事務が適切でないものがある。      |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 庄内総合支庁保健<br>福祉環境部 | 支出事務が適切でないものがある。      | <p>支出事務の執行に当たっては、事務執行チェックシートによる管理を徹底するため、毎月10日を課の「文書整理日」として指定し、係ごとに事務の執行状況をチェックシート等で確認の上、総括補佐に報告し、総括補佐も毎月15日に執行状況を再チェックの上、遅延等問題が見つかれば改善に向け必要な措置を取るよう改め、再発防止に努めている。</p> <p>さらに、本件は、業務を事務主任者一人で全て担当していたことも遅延の発見が遅れた一因と考え、委託業務ごとに事務主任者を指定し、係内でそれぞれの進捗等を相互チェックできるように改めた。</p>        |
| 庄内総合支庁建設<br>部     | 契約の締結又は履行が適切でないものがある。 | 契約の締結又は履行に当たっては、財務会計システムから「歳入歳出外現金整理表」を出力して備えるとともに、独自に「歳入歳出外現金管理表（契約保証金）」を作成して契約案件ごとに受払管理を行うことで、再発防止に努めていく。                                                                                                                                                                     |